3　平成二十八年度以後の各年度の四月二日以降に新たに設立された医療保険者及び同日から当該各年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した医療保険者に係る第二号被保険者の見込数は、第八条第二項及び前項の規定にかかわらず、その間における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（補正後概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法）

第七条　法附則第十一条第二項に規定する平成二十八年度以後の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を補正後第二号被保険者見込数で除して得た額（附則第十一条第三号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。）は、当該年度における法附則第十一条第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（補正後第二号被保険者数の算定方法）

第八条　法附則第十二条第一項に規定する平成二十八年度以後の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一　平成二十八年度以後の当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　平成二十八年度以後の当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者（法附則第十一条第三項に規定する特定第二号被保険者をいう。附則第十二条において同じ。）である者の数

ロ　法附則第十一条第三項に規定する政令で定める割合

（補正後確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法）

第九条　附則第七条の規定は、法附則第十二条第二項に規定する平成二十八年度以後の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を補正後第二号被保険者数で除して得た額（附則第十一条第四号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。）の算定について準用する。この場合において、附則第七条（見出しを含む。）の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

補正後概算納付金	補正後確定納付金
補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額	補正後第二号被保険者一人当たり負担額
法附則第十一条第二項	法附則第十二条第二項
医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額	医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額
補正後第二号被保険者見込数	補正後第二号被保険者数
附則第十一条第三号	附則第十一条第四号
法附則第十一条第二項	法附則第十二条第二項
補正前概算納付金総額	補正前確定納付金総額
補正後第二号被保険者見込数	補正後第二号被保険者数

（端数計算）

第十条　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十一条第二項に規定する補正前概算納付金総額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十二条第二項に規定する補正前確定納付金総額	
附則第五条第一項の規定による補正後第二号被保険者見込数	一未満の端数を四捨五入する
附則第五条第一項第二号イの規定による数	
附則第六条第二項の規定による第二号被保険者の見込数	
附則第八条の規定による補正後第二号被保険者数	
附則第八条第二号イの規定による数	

（公示）

第十一条　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一　附則第五条第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率

二　附則第六条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

三　附則第七条に規定する補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額

四　附則第九条に規定する補正後第二号被保険者一人当たり負担額

（被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告）

第十二条　被用者保険等保険者は、支払基金に対し、平成二十八年度以後の各年度の各月末日における特定第二号被保険者である者の数を、当該各年度の翌年度の六月末日までに報告しなければならない。

2　合併、分割又は解散が平成二十八年度以後の各年度の四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した被用者保険等保険者、当該分割により成立した被用者保険等保険者（分割後存続する被用者保険等保険者がある場合を除く。）及び当該合併後存続する被用者保険等保険者並びに当該解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者又は清算法人は、前項に定めるもののほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した被用者保険等保険者の当該年度の各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあっては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における特定第二号被保険者である者の数を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（以下「なお効介護保険算定省令」という。）の一部を次のように改正する。

附則第四条を附則第十二条とし、附則第三条の次に次の八条を加える。

（補正後第二号被保険者の見込数の算定方法）

第四条　法附則第九条第一項に規定する平成二十八年度以後の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数（次項において「補正後第二号被保険者見込数」という。）は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一　平成二十八年度以後の当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数から次号イに掲げる数を控除して得た数